小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１８号

青森県上北郡七戸町字堰根49番地２
再生債務者　市ノ渡弘行
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年４月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月20日
青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第３００８号

札幌市西区発寒４条５丁目６番17号　ホーユー発寒201号
再生債務者　大村　新一
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年６月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（モ）第９０５０４号

大阪市西区江戸堀２丁目６番36―603号
再生債務者　宮原　節子
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号

松江市東出雲町春日178番地25
再生債務者　亀山　正人
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月11日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月18日から平成24年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１号

熊本県上益城郡山都町馬見原127番地
再生債務者　間　　末洋
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月31日から平成24年８月７日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号

奈良県香芝市北今市３丁目159番地の11
再生債務者　米田　勝市
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月25日から平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１４号

兵庫県姫路市北条宮の町228番地　リベール姫路駅前Ⅱ502号
再生債務者　山中　英樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月18日まで
平成24年６月20日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第４号

香川県さぬき市長尾東1337番地６
再生債務者　神前　　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月18日まで
平成24年６月20日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再ロ）第１号

宮崎県日南市星倉２丁目14番２号
再生債務者　伊瀬　信二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月18日まで
平成24年６月20日
宮崎地方裁判所日南支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第９号

大分市恵比寿町15番７号
再生債務者　戸次　敏治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月20日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１３号

沖縄県那覇市字仲井真223番地グランドハイム仲井真台111
再生債務者　安座間安矢
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第５号

香川県仲多度郡琴平町五條764番地
再生債務者　大西　　東
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月20日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（再ロ）第２０号

埼玉県蕨市塚越５丁目44番11号
再生債務者　金田　正幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第４号

岐阜県各務原市川島松倉町441番地１
再生債務者　大森　竜二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月20日　岐阜地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１号

島根県出雲市灘分町1307番地７
再生債務者　阿川　晃司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月20日
松江地方裁判所出雲支部民事部

募集社債

合併

左記会社は、監督官庁の認可を前提条件に合併して甲は乙の権利義務全部（甲の普通株式三億六千六百八十九万八千二百七株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十四年十月一日であり、甲は会社法第七九九条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、第一種優先株主及び普通株主による各種類株主総会の承認決議（会社法第三一五条で準用する同法第三一九条第一項に基づく種類株主全員の同意を含む）は平成二十四年六月二十六日までに経ておりり、乙の株主総会の承認決議は平成二十四年六月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.hokuyobank.co.jp
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十四年六月二十八日
札幌市中央区大通西三丁目七番地
（甲）株式会社北洋銀行
代表取締役会長　横内　龍三
札幌市中央区大通西三丁目七番地
（乙）株式会社札幌北洋ホールディングス
代表取締役社長　石井　純二